二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、目視により検査する。

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。